

## 提案第4号

### 広報広聴関係事業の取扱いについて

#### 1 広報紙の編集発行

編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一する。

#### 2 広報広聴刊行物の編集発行

合併後、新市において調整する。

#### 3 その他の広報事業

原則として稲沢市の事業を継続する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 3 広報広聴関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 広報紙の編集発行 編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一する。</li><li>2 広報広聴刊行物の編集発行 合併後、新市において調整する。</li><li>3 その他の広報事業 原則として稲沢市の事業を継続する。</li></ol>

【提案理由】

広報広聴関係事業は、市民に必要な情報の提供と市民ニーズの収集を通じて、開かれた行政を進めるものであり、新市においても、重要な施策として実施する必要がある。

【先進事例】

新設合併	西東京市 (13.1.21)	<p>広報紙等に関すること 発行日は毎月1日、15日を継続する。</p> <p>市勢要覧その他広報刊行物の発行に関すること 新市移行後、早急に発行する。</p> <p>行政情報の提供(FM放送・テレホンガイド)に関すること 合併後も共に広報媒体として活用する。</p>
	さぬき市 (15.4.1)	<p>広聴広報の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市においても、広報紙を発行することとし、発行日は毎月15日、発行回数は年12回とする。また、配布は、自治会を通じて行う。</li> <li>2 新市において、ホームページを開設する。</li> <li>3 大川町、寒川町、長尾町の各有線テレビは、合併時に統合する。ただし、チャンネルは、現行のとおりとする。なお、津田町、志度町への拡張事業は、新市において実施する。</li> <li>4 津田町の防災行政無線、志度町のオフトーク通信は、有線テレビの供用開始まで現行のとおりとする。</li> <li>5 相談業務等については、新市において、現行の相談業務等が実施できるよう調整する。</li> </ol>
編入合併	新居浜市 (15.4.1)	<p>広報広聴事業の取扱い</p> <p>広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p>
	田原市 (15.8.20)	<p>広報広聴関係事業</p> <p>広報広聴に関する各種事務事業については、原則として田原町の制度により実施する。</p>

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
広報紙の編集発行	<p>名称 広報いなざわ 発行部数 36,000部 発行回数 月2回 (毎月1日・15日) 規格 A4判・再生紙 編集方法 DTP編集</p> <p>配布方法 行政区を通じて各戸配布(事業所等は郵送)</p>	<p>名称 広報そぶえ 発行部数 6,850部 発行回数 月2回 (毎月5日・20日) 規格 A4判・再生紙 編集方法 DTP編集</p> <p>配布方法 行政区を通じて各戸配布(事業所等は郵送)</p>	<p>名称 広報へいわ 発行部数 4,200部 発行回数 月1回 (毎月1日) 規格 A4判・再生紙 編集方法 文字テキスト、レイアウト用紙による編集 配布方法 行政区を通じて各戸配布(事業所等は郵送)</p>	<p>名称 広域組合だより 発行部数 47,200部 発行回数 年2回 規格 A4判・再生紙 編集方法 文字テキスト、レイアウト用紙による編集 配布方法 各市町に依頼</p>	<p>編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一する。</p>
声の広報の編集発行	<p>名称 声の広報いなざわ 発行数 31本 発行対象 視覚障害1・2級および3級以下の希望者 発行回数 月2回 (毎月1日・15日) 規格 コンパクトカセットテープ74分 配布・回収方法 盲人用郵便</p>	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の事業を継続する。
広報板の管理	<p>視覚に訴える広報としてポスター等を掲示し、宣伝・啓発を行うため、広報板を設置し、維持・管理を行う。 規格 主体...鋼管造、枠および掲示板...木造/大きさ...高さ2.2<sup>メートル</sup>×幅1.86<sup>メートル</sup> 設置基準 原則として1行政区に1基</p>	該当なし	<p>視覚に訴える広報としてポスター等を掲示し、宣伝・啓発を行うため、広報板を設置し、維持・管理を行う。 規格 主体...鋼管造 掲示板...木造 大きさ...高さ1.8<sup>メートル</sup>×幅1.3<sup>メートル</sup> 設置基準 原則として1行政区に1基</p>	該当なし	合併後、当面は稲沢市の事業を継続し、その後については廃止する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
ホームページの公開管理	平成9年10月開設。 ホームページ制作・更新、サーバ管理を自庁処理。	平成10年11月開設。 ホームページ制作・更新、サーバ管理を外部委託。	平成13年12月開設。 ホームページ制作・更新、サーバ管理を外部委託。	平成15年12月開設。 ホームページ制作・更新、サーバ管理を自庁処理。	稲沢市の制度に統一する。
ケーブルテレビ市政番組の制作放映	平成12年5月1日放映開始。 タイトル 「稲沢ふれあい通信」 放送時間 10分、1日5回放映 放送内容 時事特集7分/お知らせ(文字等とナレーション)3分	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の事業を継続し、新市全域への情報提供に向けて、合併後新市において検討する。
市政への提言・意見の受付回答	平成10年6月開始。 名称 市民め～る 市政に対する意見・提言等を受け付け、メールまたは郵送で返答する。	町ホームページ内のメール・ご意見箱の設置により、町民の提言・意見の受付。	平成13年12月開始 名称 へいわの伝書鳩 町政に対する意見・提言等を受け付け、メール等で回答する。	該当なし	稲沢市の事業を継続する。
市役所出前講座の開催	平成10年8月開始。 市内の自主グループが主催する活動に市職員を派遣し、市の制度、手続きの紹介、市勢の概要、歴史、健康づくりに関する事項の説明を行うもの。 開催場所 市内限定(場所の確保は申込者が行う) 開催時間 午前9時～午後9時、2時間以内 対象 市内在住・在勤・在学の10人以上で構成された団体	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の事業を継続する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
市政世論調査の実施	市政に対する評価・要望等を把握し、市政運営の基本データを得るため、20歳以上の市民2,500人を無作為抽出し、隔年で実施している調査。	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の事業を継続する。
市政懇談会の開催	市政に対する要望・意見・提言などを直接聴くため、要望により開催する。 開催方法 あらかじめ、市でテーマ・内容等を決定し、市長・関係部課長の出席のもと、市政に対して直接意見・提言を聴く。	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の事業を継続する。
広報広聴刊行物の編集発行	<p>マイタウン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画・予算の説明、制度</li> <li>・施設の案内、主な統計数値などをまとめた資料。</li> <li>・年1回発行</li> <li>・A4判3,000部</li> </ul> <p>いなざわタウンガイド</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の施設の連絡先と場所をプロットした地図を掲載した冊子。</li> <li>・年1回発行</li> <li>・A4判2,000部</li> </ul> <p>市勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の特徴をビジュアルに紹介する冊子。</li> <li>・5年に1回発行</li> <li>・要覧... A4判4,000部</li> <li>・要覧ダイジェスト版... A1判マップ形式8,000部</li> <li>・その他解説版</li> </ul>	<p>町政概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の施設の連絡先と各種統計資料を掲載した冊子。</li> <li>・毎年発行</li> <li>・A6判 500部</li> </ul> <p>町勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の特徴をビジュアルに紹介する冊子。</li> <li>・5年に1回発行。</li> <li>・A4判10,000部</li> </ul>	<p>町勢要覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の特徴をビジュアルに紹介する冊子。</li> <li>・適宜発行。</li> <li>・A4判1,000部</li> </ul>	該当なし	合併後、新市において調整する。

